

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成30年3月14日に提起した処分庁による差押処分及び配当処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成29年12月15日付けで、審査請求人名義の貯金債権18万1,382円（A銀行・通常貯金・記号番号〇〇 - 〇〇）を滞納処分として差し押さえた（29葛総収第13340号。以下「本件差押処分」という。）。
- 2 処分庁は、平成30年1月15日付けで、前記1の貯金債権を取り立てた上（29葛総収第7229637号）、これを審査請求人の滞納に係る特別区民税・都民税の延滞金に配当した（29葛総収第13863号。以下「本件配当処分」という。）。
- 3 審査請求人は、平成30年3月14日、葛飾区長に対し、本件差押処分及び本件配当処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、処分庁との間で、審査請求人が滞納していた特別区民税・都民税の本税について、平成28年11月30日を期限として審査請求人が一括納付する代わりに、延滞金を免除される旨の約束をした。審査請求人が約束どおり当該本税を一括納付したにもかかわらず、処分庁が本件各処分を行ったことは違法であるから、本件各処分は取り消されるべきであると主張するものと考えられる。

理 由

1 本件差押処分について

審査請求をすることができる者は、処分の取消し等によって法律上の利益を有する者であると解される（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決）。

特別区民税・都民税に係る滞納処分については、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例によるとされ（地方税法（昭和25年法律第226号）第41条第1項及び第331条第6項）、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に、差押えの効力が生じる（国税徴収法第62条）。これにより、徴収職員は、債権の取立てをすることが可能になり（同法第67条第1項）、取り立てた限度において、差押えに係る税を徴収したものとみなされる（同条第3項）。

差押処分は、目的財産の処分を禁止することに意味のある処分であって、財産の帰属を確定する処分ではないから、既に取立てが終わったときには、差押処分を取り消すことは意味をなさない。そうすると、本件差押処分は、処分庁がA銀行から差し押さえた債権を取り立て、本件配当処分を行ったことによって、その目的を達し、法的効果が消滅していると解されるから、審査請求人に本件差押処分を取り消す法律上の利益はないというべきである。

2 本件配当処分について

滞納処分について、換価代金等の配当に関し欠陥があることを理由としてする審査請

求は、換価代金等の交付期日後はすることができないとされている（地方税法第19条の4第4号）。この規定は、滞納処分手続の安定を図り、かつ、換価手続によって権利を取得し、又は利益を受けた者の権利及び利益を保護するため、審査請求期間の特例を定めたものである。

本件配当処分における換価代金等の交付期日は平成30年1月29日とされており、本件審査請求は平成30年3月14日に提起されたものであるから、審査請求の期間を経過しており不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年8月20日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。